

添付法令資料 3 :

物品税納付手続に関する2026年4月29日付
インドネシア共和国財務省関税総局関税総局長規則No. PER-3/BC/2026 (目次)
同年6月1日施行

第1章	総則 (第1条)
第2章	物品税の納付 (第2条及び第3条)
第3章	納付手続による物品税の納付 (第4条及び第5条)
第4章	物品税印紙の貼付方式による物品税の納付
第1節	物品税印紙の提供 (第6条ないし第16条)
第2節	物品税印紙の発注 (第17条及び第18条)
第3節	数量過不足、及び種類・品質不適合の物品税印紙 (第19条及び第20条)
第4節	他の銘柄への物品税印紙の貼付 (第21条)
第5章	CK-1 又は CK-1A により交付されなかった物品税印紙 (第22条ないし第25条)
第6章	文書の提出、TIK (情報通信技術) の異常事態、変更及び取消し (第26条ないし第28条)
第7章	データの相互運用性 (第29条)
第8章	経過規定 (第30条)
第9章	終則 (第31条及び第32条)